

羽生市立東中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

羽生市立東中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

<本校のいじめの問題に対する基本姿勢>

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人一人の自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当生徒の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。

<いじめの定義>（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第 22 条）

【生徒指導委員会・教育相談委員会】

（1）目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー

（3）開 催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4）内 容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別相談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会【本部会】

- (1)目 的:いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2)構成員:生徒会長、生徒副会長、生徒会本部役員、各専門委員会委員長
- (3)開 催:定例会(各学期1回程度開催)
- (4)内 容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

Ⅲ いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1)教育活動全体を通して

- ア 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- イ 道徳の内容項目と関連づけて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2)道徳の時間を通して

- ア 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1)実施要項に基づき、以下の内容について取り組む。

- ア 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガン作り
- イ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ウ 校長等による講話
- エ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- オ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

Ⅳ いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒の些細な変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

- (1)健康観察:一人一人の表情を確認しながらの呼名による健康観察の徹底 等

- (2)授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3)休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4)給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛りつけ、当番を押しつけられる 等
- (5)部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
- (6)登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
 - (1)アンケートの実施 各学期1回(年3回以上)※必要に応じて実施する
 - (2)アンケート結果 学年・学校全体で情報共有する。
 - (3)アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有する。
- 3 毎月の「いじめについての実態調査」の報告
 - (1)日々の観察を通し、毎月の「いじめについての実態調査」に反映させる。
 - (2)いじめを認知したときは、「羽生市立東中学校いじめ防止基本方針」に基づき対応する。
- 4 教育相談週間の実施
 - (1)年3回、教育相談週間を設定する。
 - (2)保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①教育相談だよりの発行
 - ②さわやか教育相談室の充実
 - (3)三者面談の実施(11月：全校 8月：3年及び希望者)
- 5 保護者アンケートの実施
 - (1)アンケートの実施
 - (2)アンケート結果の活用
- 6 地域からの情報収集
 - (1)学校運営協議会委員
 - (2)民生委員・主任児童委員

V いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導する。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応に当たる。

- 1 正確な実態把握
 - ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
 - ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- 2 指導体制、方針決定
 - ・教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- 3 子どもへの指導・支援
 - ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。

・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

4 直接会って保護者と連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

5 今後の対応

- ・3か月後の見届けを含み、継続的に指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。
- ・心の教育の充実等を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

VI インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

1 学校で行われる対策

- (1) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- (2) 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

2 家庭に対して行われる対策

- (1) 生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- (2) 掲示板等への書き込み等については、校外(家庭等)で行われることが多いことから、学年初めのPTA総会時に保護者への啓発活動を行う。

3 発生時の対応について

- (1) 教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- (2) 被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

VII 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第 28 条)

1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対応を行う。

(1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

- (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅷ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
 - (1)学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - (2)取組評価アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - (1)わかる授業を進めること
○授業規律
 - (2)生徒指導・教育相談に係る研修
○生徒理解
 - (3)情報モラル研修

Ⅸ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期の決定
 - (1)検証を行う期間 各学期とする
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1)「取組評価アンケート」の実施時期 各学期1回
 - (2)いじめ対策委員会の開催時期 各学期1回
 - (3)校内研修会等の開催時期 各学期1回